　　令和７年３月２５日

各都道府県剣道連盟

事　務　局　長　殿

公財　全日本剣道連盟　登録部長

六・七・八段審査における、高齢受審者（６５歳以上）の修業年限短縮措置について

　標記の件、３月６日の公益財団法人　全日本剣道連盟　第二回理事会にて称号・段級位審査規則の一部が改定され三道の高段位審査会の受審条件が緩和されておりますのでお知らせします。

記

１．変更内容 審査日に６５歳以上の者に限り、六段は、五段取得から２年（従来は５年）。七段は六段取得後３年（従来は６年）、八段は七段取得後５年（従来は１０年）以上経過していれば、各都道府県の会長の許可により受審が可能となる。

　　　　　　　　※本優遇措置に関しての、特段の事由は称号・段級位審査細則第15条で特定していないので、各連盟の判断で積極的に活用願います。

２．申請方法 特段の書式等は設けない。登録者管理システム上にて、特例を選択して申請することで対応する。

３．適用審査会 本年4月1日以降に申込締め切りを迎える審査会から適用する。（居合道六・七段（茨城県）審査会以降）

４．例 修業年限については、６５歳になってからの修業年限ではなく、前段位取得日からの年数となる為、下記の通りとなる。

本年８月３日開催の剣道六段審査会（福岡県）を受審する場合

生年月日が、１９６０年８月３日以前で、令和５年８月３１日までに剣道五段の段位を授与されたものが対象となる。

本年８月３０日開催の剣道七段審査会（宮城県）を受審する場合

生年月日が、１９６０年８月３0日以前で、令和４年８月３１日までに剣道六段の段位を授与されたものが対象となる。（２０２２年８月２１日開催の六段審査会（新潟県）までに六段に合格しているもの）

本年８月９日開催の剣道八段審査会（愛知県）を受審する場合

生年月日が、１９６０年８月９日以前で、令和２年８月３１日までに剣道七段の段位を授与されたものが対象となる。（２０２０年８月３０日開催の七段審査会（福岡県）までに七段に合格しているもの）

* ８月１０日開催の剣道八段審査会（愛知県）については、生年月日が１９６０年８月１０日以前の者。
* ２０２０年１０月１５日に実施した剣道七段審査会（兵庫県）の合格者も対象となる。

５．問い合わせ 各都道府県剣道連盟からの質問は登録部まで

６．別添 称号・段級位規則の新旧対照表

以上